　　　福島原発被害千葉集団訴訟

公正な判決を求める署名

千葉地方裁判所民事第３部

裁判長裁判官　阪　本　　　勝　殿

裁判官　　　　野　中　伸　子　殿

裁判官　　　　小　橋　陽一郎　殿

２０１１年（平成２３年）３月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、私たち日本国民が、これまで経験したことがない未曾有の被害と損害を及ぼし続けています。１０万人をはるかに超える住民の皆さんが、文字どおり着の身着のままでの避難を強いられました。事故から６年近くが経とうとしている本事件の結審時においても、今なお１０万人近い人々が、ふるさとに帰ることができず、不自由な避難生活を余儀なくされています。

２０１３年に訴訟を提起した本事件の原告達１８世帯４７名は、一瞬にして住み慣れた先祖伝来の地を追われ、ふるさとを奪われ、家族はバラバラにされ、仕事や学校生活も失い、お墓参りすら思うにまかせず、何物にも代えがたい思い出の品々も財産も失いました。その悲しみ、苦しみ、悩み、悔しさ、そして怒りには、筆舌に尽くし難いものがあります。この事故の原因が、「安全神話」を振りまきつつ安全対策を怠り続けてきた東京電力と、それを主導してきた歴代政府（国）にあることは明らかです。現在、東京電力と国を被告として、全国各地の裁判所に約３０もの集団訴訟が提起され、１万人を超える人々がたたかいに立ち上がっています。そのなかでも、本件千葉訴訟は進行が最も早い事件の一つで、福島県民や千葉県民だけではなく、全国民が注視しています。

貴裁判所におかれては、何よりも原告達の声に虚心に耳を傾け、深刻な被害と損害の事実を直視して頂きたい。そして、国民から付託された崇高な使命に基づき、国と東電の法的な責任を明確に認めるとともに、被告両名に対し原告らが被っている深刻な被害を償うに足りる損害賠償を命じる、歴史の審判に耐え得る公正で厳正な判決をされるよう、心から要請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 住　　　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

千葉県原発訴訟原告と家族の会

原発被害救済千葉県弁護団

千葉県原発訴訟の原告と家族を支援する会

連絡先・取扱先　　原発被害救済千葉県弁護団

　　　　　　　　　　〒260－0013　千葉市中央区中央3－4－8コーノスビル5階

　　　　　　　　　　　　　　　　　　藤井・滝沢綜合法律事務所内

　　　　　　　 　　　TEL:043-222-1831 FAX:043-222‐1832